

雇用保険制度の一部が変わります

高年齢被保険者の雇用保険料は免除されておりましたが、

令和2年度より

64歳以上の労働者についても雇用保険料が発生します。

- ◆ 雇用保険被保険者となる64歳以上の労働者も、令和2年4月分給与から一定比率負担いただくこととなります。
- ◆ 令和2年度の年度更新にかかる概算保険料は、64歳以上の労働者分賃金額を含めた賃金見込み額を基に算定いただくこととなります。

雇用保険料率表 —今後、保険料率は改定になることもあります—

事業の種類	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産※ 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。